

特記仕様書

長野市上下水道局浄水課

1 総則

国補 夏目ヶ原浄水場5号配水池耐震補強工事は、設計図書・長野市建設工事共通仕様書・長野市土木工事施工管理基準・長野市公共工事率先実行計画・業務打ち合わせおよび関係法規に基づき施工すること。

2 工事概要

金抜き設計書の設計大要のとおり

3 事前調査

3-1 境界の現状の把握と復旧

(1)起工測量において、境界杭・境界ピン・測量ピンおよび舗装端などは控え(オフセット)を取り、写真などにより確認できるものを残し、工事完了後に復元すること。

3-2 舗装状況の把握

(1)道路の舗装状況について、ひび割れなどの状況が著しい現場においては、写真などで着工前の状況を確認できるようにすること。

3-3 埋設物の調査

(1)他の埋設物の調査を十分に行い、必要に応じて関係企業に立会いを依頼し、損傷を与えないようにすること。

4 施工計画一般

4-1 施工計画書の提出

(1)施工計画書の提出期限は共通仕様書のとおり工事着手前に提出すること。工事の着手については、特別の事情がない限り、工事始期日以降 30 日以内に着手する事。

ただし、着手前に提出する施工計画書については、運用中の配水池の内部確認等も必要となるため、最低限必要なものについて提出し、その他については各工種の実施前に提出できるものとする。

(2)受注者は、自ら立案した創意工夫や技術力に関して、施工計画書または協議書において提案し、工事完了までにその実施状況を所定の様式により提出することができる。

(3)産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物処理業者との契約書の写しを提出すること。

(4)残土および産業廃棄物の処理場所を経路および距離を明示し、地図などにより提出すること。

(5)写真管理・品質管理・出来形管理の場所、測点が確認できる図面を添付すること。

(6)安全管理の図面に、交通誘導員の人数および配置場所を明記すること。

(7)新型コロナウイルス感染症対策事項(作業従事者の健康管理に関する事項、感染等が発生した場合の対応に関する事項等)を提出すること。

4-2 起工測量と予想配管図の作成

(1)施工にあたり、事前に起工測量を行い、予想配管図を提出すること

(2)鉛管が発見された場合、直ちに監督員へ報告すること。

5 使用建設機械

5-1 使用建設機械

(1)建設機械(別途指定)は排ガス対策型を使用すること。

(2)低騒音および低振動についても十分に配慮すること。

6 残土

6-1 残土処分

(1)設計書及び下記に明示した処分場名及び運搬距離は積算上の条件であり、指定するものではない。

想定処分先名称	栄和土木(株)
処分先所在地	長野市大字上ヶ屋字強力坂 27

(2)処分先について、監督員が変更を指示したときは、それに従うこと。また、変更協議の対象とする。

(3)当初の想定より劣悪な発生土が確認され、工事間流用ができない、また、想定 of 処分先では受け入れができない場合は、変更協議の対象とする。

- (4)道路管理者の指示又は道路占用基準の変更などにより、変更がある場合は監督員と協議すること。
- (5)処分先について、無償での受入れ地がないか調査すること。また、無償での受入れ地があった場合や自社処分の場合は変更協議の対象とする。
- (6)施工計画書に処分計画(場所・形状、排水計画、場内維持等)を記載し、竣工時に以下の書類を提出すること。

- ①建設発生土処理報告書(運搬距離・処理費用等)
- ②支払い証明書類(処分料の支払い証明ができる書面・領収書等)
- ③残土量の計測資料(土量計算書と対比写真)
- ④処分地の写真(搬入前～搬入後の状況のわかるもの)

なお、無償地への受入れが可能になった場合や、条件により処分方法について変更協議が必要になった場合は、以下の書類を提出すること。

- ①処分地の規制状況等に関する書類(現状地目、土地所有者、土地利用責任者、利用用途、跡地利用計画及び、農地法・森林法・都市計画法・砂防法等各種法令に従い適正に処理できることを示すもの)
- ②処分地の状況図(位置図、平面図、搬入前の状況のわかる写真等)
- ③処分地までの運搬経路図
- ④土地所有者の契約書(搬入前)

7 アスファルト殻及びコンクリート殻処分関係

設計書に明示した処分場名及び運搬距離は積算上の条件であり、指定しているものでない。また原則として変更設計の対象としない。

8 配管方法

8-1 配管技能者

耐震管：一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会主催による JDP A 継手接合研修会の受講修了者、又は日本水道協会の配水管技能者名簿(耐震登録)の登録者とする。

ポリエチレン管：配水管用ポリエチレンパイプシステム協会主催の水道配水管用ポリエチレン管・継手施工技術講習会(水道配水管)の受講修了者であり、その写しを施工計画書に添付すること。上記以外の管については、旧長野市配管技能者の有資格者又は同等の資格を有するものとする。

8-2 配管材料

配水管布設替工事における配管材の種別口径等は、設計図書のとおりとし使用する。

材料は JWWA、JIS 規格品で日本水道協会の検査に合格したものを使用し、合格証明書を提出すること。

以下に主要な配管材の仕様を示す。

- (1) NS 形ダクタイル鋳鉄管(JWWA G 113)
- (2) NS 形ダクタイル鋳鉄管異形管(JWWA G 114)
- (3) NS 形バタフライ弁 10.0K(JWWA B 138)
- (4) GX 形ダクタイル鋳鉄管(JWWA G 120)
- (5) GX 形ダクタイル鋳鉄管異形管(JWWA G 121)
- (6) GX 形ソフトシール仕切弁 7.5KF(JDPA G 1049)
- (7) G-Link(JWWA G 121)
- (8) P-Link(JWWA G 121)

8-3 配管方法

(1)ダクタイル鋳鉄管の場合、日本ダクタイル鉄管協会「接合要領書」を参照し布設すること。

(2)日本ダクタイル鉄管協会「NS 形ダクタイル鋳鉄管 接合要領書(JDPA W 14)」「GX 形ダクタイル鋳鉄管 接合要領書(JDPA W 16)」を参照し布設すること。

(3)接合要領等に不明な点がある場合、日本ダクタイル鉄管協会へ照合を行うことにより技術指導及び支援が可能。

8-4 写真管理

(1)管接合部分の施工状況写真については、規定のトルクでの締め付けが確認できる写真を別表「1」に示す箇所数について竣工書類に添付すること。

(2)管理設時に防護砂を施工する場合の状況写真については、直管部のみならず、曲管部・分岐部および給水管取付部の砂の充填状況を竣工書類に添付すること。

- (3) 下水道工事などと競合して配水管および給水管を布設する場合は、管下の埋戻し材の突起などによる管体の損傷を防ぐために、配管前の管下部分の埋戻し状況・転圧完了状況および床均し状況写真を竣工書類に添付すること。
- (4) 使用材料検収写真は、管体表示記号のうち、管径・年号およびメーカーが確認できる写真を竣工書類に添付すること。なお、使用材料検収は監督員立会いのもとでおこなうものとし、やむをえない場合は監督員と協議すること。監督員と立会いを行った場合は立会い状況写真を竣工書類に添付すること。
- (5) 仮設配管の施工をした場合は、配管施工状況・配管完了状況および撤去完了状況を竣工書類に添付すること。
- (6) 仕切弁表函設置の施工にあたっては、表函の裏に白ペンキで口径・発注年度を表示し、完了写真を竣工書類に添付すること。(例: R2 φ100mm)

8-5 管接合状態の確認

- (1) 管接合状態の確認をするため、別表「1」に示す箇所数について、継手のチェックシートおよび検測写真を竣工書類に添付すること。

別表「1」 管接合部写真管理箇所表

管種・口径	継手チェックシート	検 測 写 真	備 考
一般継手・耐震継手 φ250 以下	全継手箇所	継手箇所の 10%以上	締付け状況及びチェックゲージによる検測写真
一般継手・耐震継手 φ300 以上	全継手箇所	全継手箇所	締付け状況及びチェックゲージによる検測写真
EF 継手 φ150 以下	全継手箇所	継手箇所の 10%以上	継手施工状況写真

9 埋設物の保護および離隔の確保

9-1 埋設物の保護

工事区間内に埋設されている占用施設のうち、移設が困難と判断されるものについては工事による影響が生じないように防護措置を講ずること。また防護方法は管理者の指示に従うこと。また、万一損傷を与えた場合は受注者の負担により復旧するものとする。

9-2 離隔の確保

工事区間内に埋設されている占用施設との離隔については300mm以上確保し、竣工図書に写真を添付すること。なお、離隔の確保が困難な場合は、監督員と協議するか、または管理者の指示に従うこと。

10 仮設工

10-1 仮設の承認

- (1) 仮設配管は、配管図を作成し、監督員の承認を受け施工すること。
- (2) 施工に際しては、仮設給水管を含め、関係住民へ周知し、承諾を得るものとする。

10-2 条件

本工事における仮設物は任意とする。仮設方法は土質条件・現場条件および周辺環境を考慮し、施工計画書に詳細に記し、監督員の承認を得たうえでそれに基づき施工管理・出来形管理を行うこと。仮設工事は変更対象から除外するが、現場条件が設計と著しく異なる場合は、監督員と協議のうえ判断する。

10-3 仮設計画

仮設計画をする際は安全かつ十分な機能を有しているものを採用し、建設工事土木公衆災害防止対策要綱に基づき適切に行うこと。

10-4 仮設土留工

土留工については任意仮設とする。

11 補強工事

11-1 一般事項

(1)適用範囲及び原則

本工事施工にあたっては、水道工事標準仕様書、建設工事標準仕様書及び本特記仕様書によるものとし、夏目ヶ原浄水場5号配水池の耐震補強工事に適用するものとする。本特記仕様書以外の仕様書は、受注者において購入し、現場に常備するものとする。

(2)設計の質疑

設計図書に明記の無い事項、設計図書相互間の内容に相違があるなど、質疑のある場合は予め監督員の指示を受けるものとする。

(3)施工計画

施工の順序、方法、工程などの施工計画は工事着手前に入念に検討し、その計画を監督員に提出して承認を受けること。

12 改修工事

12-1 一般事項

(1)適用範囲及び原則

本工事施工にあたっては、水道工事標準仕様書、建設工事標準仕様書及び本特記仕様書によるものとし、夏目ヶ原浄水場5号配水池の塗装改修工事に適用するものとする。

(2)設計の質疑

設計図書に明記の無い事項、設計図書相互間の内容に相違があるなど、質疑のある場合は予め監督員の指示を受けるものとする。

(3)施工計画

他工事を含めた施工順序、方法、工程などの施工計画は工事着手前に入念に検討し、その計画を監督員に提出して承認を受けること。

12-2 劣化部除去

(1)既存塗膜及び改修に伴う新規塗膜の付着に支障をきたすコンクリート表面のレイタンス・脆弱層・突起物・その他異物等については、超高压洗浄等により処理を行い、堅牢なコンクリート表面を露出させるものとする。

(2)塗膜防水及び塗装に支障をきたす欠損等を発見した場合は、その補修方法等について監督員と協議を行い、補修方法を決定するものとする。

(3)上記完了後、監督員立会いの下、JWWA K143 付属書 4 付表 1 被塗装面検査記録に基づく被塗装面検査を実施するものとする。

12-3 洗浄排水処理

(1)躯体表面脆弱部の除去や使用した用具等の洗浄に要した洗浄排泥水等については、場内排水路に放流する場合には環境基準を満たす管理を行うものとする。

(2)沈殿物は、産業廃棄物扱いとして適切に処理するものとする。

12-4 断面補修・下地調整

コンクリート表面に生じた凹凸等は、使用塗料との付着性に支障をきたさない適切な材料を用いて処理し、平滑な塗装下地に仕上げるものとする。なお、断面補修材及び下地調整材で使用する材料、品質管理及び材料検収は、施工計画時に協議して決定する。

12-5 塗装

(1)内部塗装材(防食材)は、JWWA K143、K149、K160 のいずれかに適合するものとし、使用規格に準じた施工を行うものとする。また、仕上がりは、塗りむら、塗り残しが生じないように入念な施工を行うものとする。

12-6 安全管理

(1)本工事施工にあたり、既存施設等に損傷を与えないように注意すること。万一損傷した場合は、速やかに監督職員に報告し指示を受けるとともに受注者の責任において復旧すること。

(2)工事期間中に地域住民に迷惑をかけたり、危険の及ぶことのないように安全管理の徹底をすること。また現場作業員の安全管理にも十分注意すること。

(3)重機搬入出、資材搬入出等には十分に注意を払い、搬入出路の清掃を行うこと。

(4)作業着手前に安全管理に対する教育の徹底を図ること。

(5)作業時の事故防止に努めること。

(6)酸欠・有毒ガス・二酸化炭素の検知を行うこと。(作業中は連続検知)

- (7) 作業中は送風機を用いて換気すること。
- (8) 溶剤系塗料を塗布する工程においては防毒マスクを装着すること。
- (9) 施工に先立ち安全データシートを取り寄せる等、化学物質の危険性や有害性等を把握し、適切に施工すること。特に使用器具の洗浄剤など揮発性の製品であっても配水池内部で使用した場合、内部に残留し供用後溶出する可能性がある。このため、器具の洗浄など配水池外部にて実施可能な作業は内部では行わないこと。なお、これによりがたい場合危険性のない代替製品を使用するなど適切な対策を講じるとともに、事前に監督員の承諾を得ること。近接して運用している配水池があるため、浄水に直接又は間接に触れる可能性のある場所で使用する材料については使用材料について確認し、直接混入だけでなく、気化等による間接混入も防止するための措置を講ずること。

12-7 水張試験

受注者は、補強工事完了後、施設の規定水位（H.W.L=443.34）まで水張りを行い、コンクリートの吸水による水面低下の安定後、24時間の水面低下試験を行う。漏水箇所が認められないことにより試験合格とする。試験実施後監督員立会のもと、漏水の有無、躯体の状況を確認する。

ひび割れ等が認められた場合には監督員に報告し補修方法を監督員に協議する。その他の不具合が確認された場合も同様とする。

12-8 消毒作業

- (1) 改修工程の完了後、10mg/l程度の遊離残留塩素を含む浄水を計画高水位まで満たし、24時間静置後の遊離残留塩素の低下が5mg/l以下であることを確認する。
- (2) 遊離残留塩素が5mg/l以上低下した場合は、(1)の工程を繰り返すものとする。
- (3) 消毒完了後は、消毒水をチオ硫酸ナトリウムにて脱塩処理し、残留塩素濃度を0.1mg/l以下にしてから排水する。
- (4) 消毒・脱塩処理は受注者にて行い、その方法・施工時期は監督員と協議の上決定する。
- (5) 各段階の水質検査は、上下水道局浄水課水質担当にて行う。

13 安全管理

13-1 安全管理

- (1) 受注者は工事中の労働災害、公衆災害を防止するため、国土交通省制定の「建設工事公衆災害防止対策要綱」および労働安全衛生法などの安全法規を遵守し安全管理に努めること。また、安全計画を作成し、現場での重機及び車両移動に交通誘導員を配置するなどの安全管理は基より通行車両及び歩行者への安全確保に万全を期すこと。

13-2 円滑な交通の確保

- (1) 交通規制は規制帯と規制期間を極力短くし、袋小路にならないよう可能な限り迂回路を設けること。
- (2) 案内看板や交通誘導員の誘導により円滑な交通を確保すること。

13-3 路面の平坦の確保

- (1) 工事区間内の舗装面は常に平坦性を保つよう万全を期すとともに、万一不備が見受けられた場合は直ちに関係機関と協議のうえ早急に改善すること。
- (2) 碎石・砂などが散乱しないよう万全を期すこと。

13-4 交通誘導員

- (1) 交通誘導員は道路管理者および警察の指示に従い配置する。
- (2) 特別に指示がない場合は、任意とする。また、設計書に交通誘導員が計上されている場合は、監督員と協議し必要人数を配置すること。
- (3) 施工方法や工事工程が設計と著しく異なり、その理由が受注者に起因しない場合は、監督員と協議のうえ必要人数を変更対象とする。

14 環境に関する配慮について

14-1 長野市公共工事率先実行計画

- (1) 長野市は、環境方針の中で公共事業に関して、「自然や地球環境を良好なものとして将来に引き継ぐとともに持続的発展が可能な社会をつくりあげていくため環境に配慮した公共事業を実施し、環境保全並びに汚染の防止に努める」としている。工事にあたっては、このことを十分理解し、設計書及び共通仕様書により指示されていることのほか、環境に配慮した材料の使用、廃棄物の発生抑制、アイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機械の使用、工事従業員への教育など、工事実施に当たって細心の注意

を払うことにより、工事中の影響を極力少なくなるよう配慮すること。なお、具体的な計画を、施工計画書に記載し実践するものとする。

14-2 周辺環境

- (1)建設副産物の発生量を抑え、再生資源の活用を積極的に行うこと。また、施工方法についてもできる限り環境に配慮した計画をたてること。
- (2)現場環境改善費については、下記の表の計上費目ごとに1内容(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施すること。また、実施にあたっては、あらかじめ監督員の承諾を得ること。

計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報器等) 3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携 地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事 PR 看板含む) 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献

- (3)工事に伴う排水は、沈泥処理・PH管理などを行い、環境に悪影響を与えないように処理すること。
- (4)資材置き場などは騒音や振動の面で周辺住民からの反感・苦情などが無いよう、周辺環境に配慮した場所を選定すること。

14-3 廃棄物処分

- (1)現場発生品は発生量の多少に係わらず適正に処分すること。
少量の場合は分別コンテナ等に適切に処分し、竣工時に写真等で処分方法等が確認できるよう管理すること。
それ以外の場合はマニフェスト管理すること。
- (2)現場が狭隘な場合等、積替保管場所を経由し中間処分場までの運搬を行う際にはマニフェストに積替がある旨を記載すること。
- (3)施工計画書にいずれかの処分方法を明記し、監督員の承諾を得ること。

14-4 鋳鉄管等の取り扱いについて

- (1)既設鋳鉄管等の撤去処分にあたり、最終処分で廃棄物処分となった場合はマニフェストの提出が必要となるため、必ず発生時にマニフェスト管理すること。ただし、最終処分で有価物としての取引が生じた場合はマニフェスト管理が必要なくなりますが、竣工書類に処分場所、量、価格等を示す書類を添付すること。なお、現場発生量が少量の場合は前項により管理すること。

14-5 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

- (1)本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事です。熱中症対策に資する現場管理費補正を求める場合、事前に監督員と協議を行い、工事完成日以降速やかに根拠資料を提出してください。

15 地元調整および連絡工事

15-1 地元調整

- (1)地元行事の時期を把握し、工程調整を図ること。
- (2)工事施工の時間帯が通常の範囲を超える場合は、地元と監督員に了解を得たうえで施工すること。

15-2 連絡工事

- (1)連絡工事にあたり監督員と十分協議し、実施日の1週間前に「上水道管連絡工事施工について」の用紙を2部

または3部提出すること。また、地元に配布する断水通知または濁り通知文書などは監督員の承諾を得て、実施日の1週間前には配布し周知徹底すること。

(2)連絡工事の土工にあたり、掘削深が1.5mを超えるときおよび1.5m以下でも状況により危険なときは土留めを設置し、安全に施工すること。

16 提出書類

16-1 工事完了時において、竣工書類のほかに、下記資料を提出すること。

- (1)竣工図
- (2)消火栓の着工前・竣工・施工中の写真
- (3)舗装復旧展開図
- (4)鉛管解消工事集計表(鉛管が発生の場合)
- (5)環境配慮項目チェックシート(請負額1,000万円以上の場合)

16-2 竣工図の材質・規格

- (1)竣工図は電子データ(CD-ROM)竣工図書と同時に提出すること。またこれによらない場合は監督員と協議すること。
- (2)電子データはCADデータ及びPDFデータとし、規格は下記のとおりとする。
CADデータ jww形式
PDFデータ A1サイズ、解像度600dpi、モノクロ
- (3)設計者欄に監督員の苗字を記入すること。
- (4)複数のファイルとなる場合は、ファイル名の末尾にハイフンおよび英数字を追加すること。
(例)〇〇地区配水管布設工事—1jww
〇〇地区(下水道関連)配水管移設工事.pdf
- (5)その他、詳細は「上水道管布設工事竣工図作成仕様書」による。

17 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1)長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所(作業所)等へポスターを掲示すること。
- (2)業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- (3)(A:工事の場合)長野市公契約等労働環境報告書1部及び施工体系図(共通仕様書に定められたもの)の写し1部を契約後速やかに監督職員へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。
- (4)(B:業務委託の場合)長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図(「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの)2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

18 その他

18-1 明記なき事項

- (1)本特記仕様書に明記なき事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。
- (2)下請契約を締結するときは金額に関わらず、施工体系図、施工体系台帳、下請契約の契約書の写し等必要な書類を提出すること。
- (3)埋設表示シートについて施工年度を西暦で表記するため、埋設表示シートにテープを貼り表示すること。その他の表示方法で対応する場合は監督員と協議すること。
- (4)本設計書は、「令和5年度 水道施設整備費に係る歩掛表(厚生労働省)」に基づいて、積算しております。
- (5)水道管材料については、下記の単価を使用しております。
 - ・水道事業材料単価表(長野県企業局) 令和5年4月1日適用
 - ・長野市独自単価 令和5年4月1日適用
- (6)平成30年3月31日にCREDAS(クレダス)システムの廃止に伴い、再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)の様式について、下記のいずれかにより電子データで納品するとともに、印刷して提出すること。
 - ・建設リサイクル報告様式(EXCEL) ※国土交通省 HP よりダウンロード可能

・COBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コブリス)を利用した様式

(7)工事の施工にあたり、警備会社の交通誘導員の確保が困難な場合は、指定路線以外の路線において、元請建設会社の社員によるいわゆる自家誘導を承認できるものとする。但しこの場合、配置計画や交通誘導専属である内容を記した書面を事前に提出し、また実施後は写真及び集計表等により状況や人数の確認をするための資料を工事しゅん工図書へ添付すること。

18-2 優先順位

公告された設計図書(閲覧設計書、施工条件明示事項書・特記仕様書を含む)について、設計図書間にくい違いがあった場合、入札見積に関する設計図書間の優先順位は、次のとおりとします。

- (1)質問・回答書
- (2)施工条件明示事項書・特記仕様書
- (3)閲覧設計書(金抜設計書)
- (4)数量計算書
- (5)図面

18-3 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示することとする。

18-4 電子納品に関する事項

しゅん工書類の電子納品については、受注者が電子媒体の提出を希望し、発注者(長野市の工事担当課)が、これを認めた場合に適用する。

電子納品は「工事書類の電子納品に関する運用の手引き(案)」に基づくものとする。

なお、電子納品における書類の作成費用等は工事費の諸経費(共通仮設費の率分)に含まれ、検査に要する費用においても受注者の負担とする。

18-5 健康診断及び作業員名簿

(1)作業員名簿

1 契約締結後、作業員名簿を提出すること。

2 作業に従事する者を追加及び変更する場合は、新たに作業員名簿を提出すること。本工事(業務)において、水道施設敷地内に立入る者は、水道法第21条に基づいた健康診断(保菌検査)を実施し、保菌検査(検便)成績書を契約締結後速やかに提出すること。

(2)健康診断

1 検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌(チフス・パラチフスを含む)、腸管出血性大腸菌O-157とする。

2 保菌検査(検便)成績書の有効期限は6ヶ月とし、有効期限を過ぎることなく、健康診断(保菌検査)を実施し保菌検査(検便)成績書を提出すること。

(3)その他

1 嘔吐および下痢の症状のある者を水道施設敷地内に立入らせてはならない。また、作業に従事させてはならない。

2 作業従事者は現場において、名札等身分の証明できるものを着用、若しくは携行すること。

長野市公共工事率先実行計画

(別紙1)

施工計画書に下記の公共工事実施における環境配慮項目を反映させ、施工段階で実施すること。

配慮事項		具体的取り組みの例
工事に当たっての配慮 (環境方針)		
1	環境配慮について請負業者の意識向上を図り環境に配慮した工事を推進する。	① この計画の趣旨を特記仕様書に明記する。 ② 環境に配慮した材料及び施工方法を指示する。
2	工事は可能な限り効率化、合理化を図る。	① 工事の効率化、合理化により工期の短縮を図る。
建設副産物の減量・再資源化 (廃棄物の発生抑制)		
1	建設副産物の発生抑制に努める。	① 建設副産物の少ない施工技術、施工方法の採用に努める。 ② 資材はリサイクル可能なものを積極的に使用する。
2	建設廃棄物の再利用を進める。	① 現場での分別を徹底する。 ② 現場内利用を促進する。(再使用)
3	建設発生土の再利用を進める。	① 発生土の現場内利用を推進する。
4		
5		
建設副産物の適正処理 (廃棄物の発生抑制)		
1	工事に伴い発生する建設副産物の適正な処理を行う。	① 特定建設資材廃棄物の再資源化を徹底する。 ② 工事間利用、再資源化施設、最終処分場等への運搬等の条件を明示する。
省エネルギーの推進 (資源・エネルギーの使用抑制)		
1	工事に当たっては、省エネルギー対策の実施など、地球環境の保全に配慮する。	① 工事の省エネ化、節水、工事用機械・車両のアイドリングストップの励行などによる省燃料及びCO2排出抑制に努める。
公害の防止 (騒音・振動・悪臭の発生抑制、大気への放出抑制)		
1	工事や工事車両による大気汚染や騒音・振動・悪臭は、工法や工事用機械工夫等により極力低減するよう努める。	① 散水などにより粉じん発生防止に努める。 ② 低騒音・低振動型機械の使用に努める。 ③ 仮囲いなどにより悪臭の防止に努める。
2	水質汚濁の防止に努める。	① 工事に伴う汚水、濁水、土砂については、沈でん、ろ過等の処理を行い、適正に処理する。 ② 流出先に利水がある場合は利水者と十分協議する。

空白の欄は対象外の環境配慮項目です。